

# 専門部会（東北ブロック）

## 【母親部会】

母親部会長 安齋律子(いわき病院)

ブロック母親部会が各県に出向き、在宅会員を含めてその地域の方々と茶話会を通じて意見交換をしたいとの母親部会長の思いから、今年、5月20日(土)に最初の開催地として会津若松市で実施されました。

青森県からブロック部会長の中川原さん、山形から遠田さん、岩手から石川さん、宮城から吉田さん、会津若松在宅から五十嵐さん、福島から安齋と県支部事務局長の富岡さんが、市内知的障がい者就労支援関連のレストラン「マルク」に午後から集合し、食事をとりながら開催しました。

母親同士の悩みや問題など話し合いました。やはり親の高齢化は切実なようです。また、子供たちの口腔ケアについての事など意見が出されました。

その後、巡回療育相談会で一室をお借りしている、障がい福祉サービス事業所コパン・クラージュ見学の予定でしたが、時間的に無理でしたのでパンフレットを各自に配り、重症心身障がい者を共同生活援助という形でサービス提供してくれる事業所「ひこうせん」を見学しお話を伺いました。

## 【在宅部会】

在宅部会 五十嵐真由美(代理出席：富岡)

東北ブロック在宅部会が、6月18日(日)山形市総合福祉センターにおいて開催されました。長きにわたり平日に仙台市で開催されていましたが、仕事をされている方やお子さんを連れて遠くの会議へは出席できないとの声を受け、できるだけ参加しやすい状況を作り出すため、山形市での会議開催となりました。山形支部の工藤母親部会長さんは、お子さんを連れて40分ほど車で移動しての参加でした。

秋田県からは仕事の都合で不参加でしたが、初めて顔を会わせる方もいることから、自己紹介に始まり、28年度各県の活動報告となりました。

冒頭、青森の中村さんから、在宅部会は子どもがいるから、無理せずできる範囲で活動をするのが前提である、無理して活動を行っているとは結局長続きしないので、息の長い活動をしていくために無理をしない活動を取り組みましょうとの話がありました。大切なことであると思います。

引き続き、各県において医療機関や教育機関、行政機関と積極的に関わりを持ち、子どもの療育環境の改善に向け、取り組んでいることが報告されました。

地域においては、それぞれが直接行政機関等に働きかけることによって状況の打開が図られることや、福祉サービスの質や量も活動の量によって改善されていくことがあると実感することができました。

6年間部会長を務めた菅井きみゑさん(宮城県)が退任され、新部会長に中村真理子さん(青森県)、副部会長に藤村ゆみ子さん(岩手県)が選出され新たな体制で活動をしていくことが確認されました。



編集後記：国立施設部会、重症児施設部会についても報告原稿を寄せていただきましたが、2・3面に掲載させていただいた記事の関係で掲載できませんでした。

次号で報告をさせていただきたいと思います。

# 絆

～きずな～

2017年11月1日 第10号

発行責任者：会長 齋藤秋雄

福島県重症心身障害児(者)を守る会

連絡先：いわき市石森2-12-1 Tel:0246-22-8854

## 母親部会

岩手の石川さん、在宅でお子さんを看られているとのこと。参加するにあたって、お子さんが床に入り眠りつく前に帰宅することが条件でした。

在宅でお子さんに関わっている家族の方々の頑張り(苦労とは言わないですよ)をあらためて知りました。

また、中川原部会長さん、ブロック大会開催へ向けた県支部理事会が翌日にあり、夕食交流までの参加でした。

交流会を途中で抜け、車で会津若松駅まで送ることとなり、外へ出ると夜のとばりが降りて昼間とは違った風景、地元でない者にとって、慣れない夜道、道に迷って・・・。

会津若松駅に着いたときは、発車時刻ぎりぎり、駅舎の灯りがあれほど明るくありがたかったことはありません。【T】

## 歳月、人を待たず

福島県守る会会長 齋藤秋雄

標題は陶淵明の詩の一節で、私の好きな言葉です。

「時」に関するものとして、道元禅師の典座教訓に次のような話があります。

夏の暑い日中に老典座が椎茸を干していた。そこへ道元が通りがかり、「貴方のような年寄りがやらなくても若い者にやらせては。また、こんな暑いときではなく別の日にやったらよいのでは。」と言った時に返ってきた言葉が「佗は我にあらず。更にいずれの時をか待たん。」

とのことでした。意味としては「他人がやったのでは自分の修行にはならない。今を置いて何時やるのか。」過去の偉人の方々が揃って言っていることは「今日(こんにち)只今を大切にすること。」です。今やるべきことを逃したら後悔することとなります。

重症児運動もしかりです。「他の人がやってくれているから」とか「自分には関係ない」とか思っていないですか。守る会の会員になっていることはすばらしいことですが、更に一步、子供の代弁者として何か行動を起こしてみませんか。

今、貴方は会報「絆」のこの文章を読んでいますよね。是は運動への第一歩を踏み出した訳です。第二歩目としては「両親の集い」に目を通しましょう。色々な情報が書かれています。第三歩目は親の三原則を暗唱しましょう。重症児運動の基本の考え方です。ここまではある程度簡単だと思います。次は思い切って「東北ブロック大会」に参加してみましょう。再来年は福島県で開催されます。若いお母さんや経験豊富な方々が参加しており、強烈な刺激を受けると思います。大勢の仲間と語らうことにより、より大きなエネルギーを貰えます。一步を踏み出すことが大切です。男には解りませんが「案ずるより産むは易し」と言うではありませんか。まずは、第二歩目、第三歩目までを日指しましょう。

「何時やるの、今でしょう。」

合掌

明日ありと思う心のあだ桜

夜半に嵐の吹かぬものかわ(親鸞聖人)

## 事務連絡

ブロック大会 中央情勢報告で本部長事務理事の宇佐美さんが話された内容、「重症心身障害児者の児者一貫体制維持にかかわる特例措置の期限が切れたことにより、特例措置の期限が切れてしまった後に、重症心身障害児を対象にした通所事業を開設する場合には、児童発達支援事業と生活介護事業の両方の指定を受けられないことから児童施設と成人施設の職員の兼務や設備の共用を認められない問題」が起きていることが判明した。3月末に、このことを日中活動施設協議会の事務局局長とともに、厚生労働省の担当室長補佐及び担当者に実態を説明した。

担当者からは、現時点で見直しをすることは確約できないが検討してみたいとのことであったので、次年度に要望書の提出等も考えていたところ、4月3日付けで各都道府県に問答形式の事務連絡を発送し「重症心身障害児者を対象とした児童発達支援と生活介護を多機能型事業所として実施する場合は職員の兼務は可能である」となったとのこと。

あらためて、守る会の存在意義を知ることとなりました。

## 重症児センターへの支援について(お願い)

福島県重症心身障害児(者)を守る会  
会長 齋藤秋雄

重症児センターの運営状況が厳しいことから、下記のとおり全国重症心身障害児(者)を守る会副会長 3名の連名で支援(寄付)の依頼がありました。重症児センター(本部)は守る会発祥の地でもあり、言わば「聖地」と言えます。今の制度があるのは当時の母親達の血の滲むような運動の成果です。この施設を守れないようでは守る会の発展も望めないと考えています。是非とも皆様方のご支援により守っていきたいと思います。

寄付は任意ですが、現状をご理解の上、少しでも支援いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

平成29年7月6日

全国重症心身障害児(者)を守る会  
各ブロック長様  
各支部長様  
各会員様

全国重症心身障害児(者)を守る会  
副会長 雨宮 孝久  
副会長 小山 京子  
副会長 高木 正三

親の会の拠点「重症心身障害児療育相談センター」  
への支援について(お願い)

全国重症心身障害児(者)を守る会(以下「親の会」)の会員の皆様におかれましては、日頃から当会の活動にお心を寄せていただき深く感謝申し上げます。

皆様ご承知の通り私たち親の会は、昭和44年4月に東京都世田谷区三宿の地に重症心身障害児療育相談センター(以下「重症児センター」)を建設し、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会(以下「法人守る会」)とともに、重症心身障害児(者)の福祉の向上と諸施策の推進を図るための拠点として長年に亘り活動を続け、近年では、重症児者の児者一貫制度の恒久化をはじめこれまで数多くの施策が実現してまいりました。

現在の重症児センターでは、①障害児者に特化した診療・相談を行う「三宿診療所」、②重症心身障害児者の日中活動の場を提供する「あけぼの学園」、③主に重症心身障害児者を対象とした「相談支援事業」、④親の会の事務局業務及び法人としての各種事務・業務を行う「法人本部事務局」等の業務を担っていただいているところです。

ところが、本年開かれた法人守る会の理事会・評議員会において、近年の寄附金及びバザーの売り上げの減少、あけぼの学園の利用者の出席率の低下による障害福祉サービス給付費の収入減等により、重症児センターの近年の運営状況は厳しいとの報告がありました。

法人守る会としまして、経営改善を図るためあらゆる方法にて努力していくとのことですが、親の会として、重症児センターの厳しい経営状況に少しでも

協力して、援助できたらとの思いから、私達親の会の3人の副会長が、親の会の拠点である重症児センターへの支援を皆様に呼びかけさせていただくことといたしました。

会員の皆様には平成28年4月に会費値上げをお願いし、大変厳しい状況とは存じますが、重症児センターの現状をご理解いただき、ご支援を頂きますようお願い申し上げます。

なお、このお願いはあくまでもお心のある方からおよせいただくものであり強制ではありません。また、個人的な寄付金額を公表することはありませんので、皆様方の心を示していただければ幸いです。

なお、寄附の方法等につきましては、下記【別紙】の資料をご覧ください。

### 【別紙】

#### 1.振込方法

##### (1)「払込取扱票」により、ゆうちょ銀行から送金する場合

- ①法人守る会が用意している「払込取扱票」(赤色:口座番号等を記載済み)をご利用ください。寄附額、住所、氏名、電話番号をご記入のうえご送金ください。支部単位又は分会単位等で取りまとめてご送金いただいても結構です。この取扱票で送金する場合、振込手数料を負担する必要はありません。

- ②「払込取扱票」は各支部長に一括して送付しますので、用紙に関するお問い合わせは各支部長までお願いします。

##### (2)ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金する場合

###### ①振込先

金融機関名	口座名	店名(店番)	預金種目	口座番号
ゆうちょ銀行	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会	〇一九 (ゼロイチキュウ)	当座	0487302

- ②振込手数料は送金者の負担となります。

#### 2.所得控除について

- (1)この度の寄附金は、「社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会」への寄附となることから、所得控除の対象となります。当寄附を含め年間2,000円以上をご寄附された場合、確定申告をすることにより所得税が還付される場合があります。

- (2)所得控除申告のための領収書が必要な方は、ゆうちょ銀行の払込取扱票をご利用の上、個人でのお振込みをお願いいたします。送金時の払込取扱票の通信欄にある「所得控除のための領収書要・不要」の「要」の欄に〇印をつけてください。

後日、法人守る会事務局より所得控除申告時に必要な寄附金領収書が送られます。

- (3)領収書の発行についてご不明な点がございましたら、法人守る会事務局までお問い合わせください。

### 北浦会長の半生を綴る一冊ができました！

#### 「重い障がい児に導かれてー重症児の母、北浦雅子の足跡」 福田雅文著

本書は、北浦会長が重症児の母として歩んできた道のり、度重なる挫折や苦悩、心の変遷、ただひたすらにわが子の幸せを願う一人の母の姿を通じ、同じ境遇の親たちを支える一助になればとの願いを込めて福田先生が執筆され、当会が編集に携わったものです。是非お求めください。【守る会HPより】

【購入は守る会本部又は支部役員へご連絡下さい】

